

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	愛南町

## 愛南町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 愛南町農林課  
所在地 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲 2420 番地  
電話番号 0895-72-7311  
FAX番号 0895-72-1214  
メールアドレス norin@town.ainan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシシ・ノウサギ・タヌキ ・カラス類・ヒヨドリ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	愛媛県南宇和郡愛南町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	2.50ha 215万円
	果樹	1.22ha 345万円
	野菜・イモ類	1.42ha 196万円
ニホンジカ	水稲	0.40ha 34万円
	果樹	0.56ha 144万円
	野菜	0.19ha 23万円
ニホンザル	果樹	2.52ha 548万円
	野菜・イモ類	0.11ha 13万円
	豆類	0.01ha 1万円
ヒヨドリ	果樹	0.97ha 201万円
	野菜	0.39ha 47万円

(2) 被害の傾向

全体の捕獲頭数については、平成31年度以降に増加傾向となり現在も高止まりしている状況で、被害状況については減少傾向となっている。捕獲頭数が増加した大きな要因としては、くくり罠を使用する捕獲者が増えたことが考えられる。その他の理由としてニホンジカの捕獲頭数の増加が挙げられるが、愛南町エリアのみでの繁殖による増加は考え難く、環境要因での移動による生息域変化等が考えられる。全体として、捕獲頭数は増加し被害は減少傾向にあるため、今後も猟友会等と連携し効果的な捕獲に努め、捕獲圧を維持し被害の減少に繋げたい。

イノシシについて、捕獲頭数の増減に波はあるが概ね増加傾向にあり、被害を受ける対象は果樹及び水稲が中心となっている。また、農作物被害以外にも山林に近い民家や、墓地及び生活道等への出没による生活環境被害が生じており、住民からの被害相談も多く、引き続き対策が必要である。

ニホンジカについて、捕獲頭数は年々増加してきたが近年は高止まりしている状況である。農作物被害について、果樹の樹皮や苗木等が食害を受けた場合は特に深刻な被害が生じている。近年の捕獲数は右肩上がりが増加し高止まりしているため、繁殖による増加以外にも環境要因での愛南町エリアへの生息域の移動も考えられる。猟友会等と連携し引き続き捕獲圧

を維持し、併せて侵入防止柵の設置による被害防止を図っていく。

ニホンザルについて、近年の捕獲頭数は一定で大きくは変化しておらず、被害の推移としては微減している状況である。しかし、年によっては住民からの出没情報や目撃情報が増える年もあり、山林における食料の増減によって、集落等へ果樹を中心としたエサを求めて出没していることが考えられる。守りの対策として、地域住民が主体となって追い払いを実施できるように支援し出没頻度及び被害の抑制を図っている。攻めの対策としては ICT 大型捕獲檻を導入しており、被害状況に応じて対策が必要な地域へ檻を移設し群れごとの捕獲を図っている。

ヒヨドリについては果樹、野菜を中心に被害を受けており、年によっては大きな被害が生じる年もある。被害対策としては、狩猟団体による捕獲活動の実施及び住民を対象に防除資材の購入補助等の対策を講じることで被害の減少を図っている。

カラス類、ハクビシン、ノウサギ、タヌキについては他の鳥獣に比べると被害規模は大きくないが、継続的に住民からの目撃情報や被害相談があり、有害鳥獣捕獲として狩猟団体への対応依頼や小型箱わなの貸し出しによる捕獲を行っている。

(3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣の種類	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和10年度)
被害金額	イノシシ	757 万円	685 万円
	ニホンジカ	201 万円	185 万円
	ニホンザル	562 万円	510 万円
	ヒヨドリ	248 万円	225 万円
	合計	1,768 万円	1,605 万円
被害面積	イノシシ	5.14ha	4.60ha
	ニホンジカ	1.15ha	1.05ha
	ニホンザル	2.64ha	2.40ha
	ヒヨドリ	1.36ha	1.25ha
	合計	10.29ha	9.30ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>R4 有害鳥獣捕獲事業 (県補助)            実施地区 愛南町全域            総事業費 32,469 千円</p> <p>【事業内容】            イノシシ 1 頭 10,000 円            ニホンジカ 1 頭 10,000 円            (※4 月～10 月 15,000 円)            ニホンザル 1 頭 15,000 円            ハクビシン 1 頭 1,000 円</p>	<p>わな免許取得者及びわな猟の増加により捕獲頭数が年々増加傾向にあり、農作物への被害防止に繋がっているが、高齢化が進み、5 年後、10 年後には狩猟者、捕獲頭数の減少が予想される。このことから新規狩猟免許</p>

	<p>ノウサギ 1頭 1,000円          ヒヨドリ 1羽 200円          カラス類 1羽 500円</p> <p>【捕獲頭数】          イノシシ 980頭          ニホンジカ 1,752頭          ニホンザル 59頭          ハクビシン 124頭          ノウサギ 40頭          ヒヨドリ 124羽          カラス類 11羽</p> <p>R5 有害鳥獣捕獲事業（県補助）          実施地区 愛南町全域          総事業費 34,474千円</p> <p>【事業内容】          イノシシ 1頭 10,000円          ニホンジカ 1頭 10,000円          （※4月～10月 15,000円）          ニホンザル 1頭 15,000円          ハクビシン 1頭 1,000円          ノウサギ 1頭 1,000円          ヒヨドリ 1羽 200円          カラス類 1羽 500円</p> <p>【捕獲頭数】          イノシシ 1,061頭          ニホンジカ 1,770頭          ニホンザル 57頭          ハクビシン 148頭          ノウサギ 37頭          ヒヨドリ 50羽          カラス類 7羽</p> <p>R6 有害鳥獣捕獲事業（県補助）          実施地区 愛南町全域          総事業費 32,437千円</p> <p>【事業内容】          イノシシ 1頭 10,000円          ニホンジカ 1頭 10,000円          （※4月～10月 15,000円）          ニホンザル 1頭 15,000円          ハクビシン 1頭 3,000円          ノウサギ 1頭 3,000円          タヌキ 1頭 3,000円          ヒヨドリ 1羽 400円          カラス類 1羽 1,500円</p> <p>【捕獲頭数】          イノシシ 1,195頭          ニホンジカ 1,397頭          ニホンザル 57頭          ハクビシン 333頭          ノウサギ 61頭          タヌキ 217頭</p>	<p>取得の推進、若い狩猟者の育成          及び自衛手段として農業者への          狩猟免許取得の推進が重要であ          る。</p>
--	--	---

	<p>ヒヨドリ 407羽 カラス類 10羽</p> <p>R4 鳥獣被害防止緊急捕獲等活動 支援事業(国事業) 事業費 16,685千円 【事業内容】 個体数調整 イノシシ 成獣 710頭 幼獣 160頭 ニホンジカ 成獣 1,576頭 幼獣 80頭 ニホンザル 成獣 55頭 幼獣 3頭</p> <p>R5 鳥獣被害防止緊急捕獲等活動 支援事業(国事業) 事業費 15,563千円 【事業内容】 個体数調整 イノシシ 成獣 762頭 幼獣 94頭 ニホンジカ 成獣 1,378頭 幼獣 101頭 ニホンザル 成獣 48頭 幼獣 4頭</p> <p>R6 鳥獣被害防止緊急捕獲等活動 支援事業(国事業) 事業費 13,470千円 【事業内容】 個体数調整 イノシシ 成獣 777頭 幼獣 247頭 ニホンジカ 成獣 1,061頭 幼獣 59頭 ニホンザル 成獣 36頭 幼獣 10頭</p> <p>R6 有害鳥獣捕獲隊育成事業 (県単・町単) 総事業費 1,014千円 【事業内容】 捕獲隊等の組織化支援経費補助 【事業実績】 補助金 507千円 南宇和猟友会 60名 愛南わなの会 16名</p>	
防護柵の設置	R4 農作物鳥獣害防止対策推進事業費補助金(町単) 実施地区 愛南町全域	多くの地域が防護柵や電気柵を設置し、有害鳥獣の侵入を防

<p>等に関する取組</p>	<p>           総事業費 1,087 千円(17 戸)            補助金 528 千円            事業内容 電気柵等設置補助              R5 農作物鳥獣害防止対策推進事業費補助金(町単)            実施地区 愛南町全域            総事業費 346 千円(6 戸)            補助金 172 千円            事業内容 電気柵等設置補助              R6 農作物鳥獣害防止対策推進事業費補助金(町単)            実施地区 愛南町全域            総事業費 1,543 千円(16 戸)            補助金 559 千円            事業内容 電気柵等設置補助              R4 鳥獣被害防止総合対策事業(国事業)            事業費 23,782 千円            【事業内容】            防護柵設置 8 地区            設置距離 15,404m              R5 鳥獣被害防止総合対策事業(国事業)            事業費 3,388 千円            【事業内容】            防護柵設置 2 地区            設置距離 2,920m              R6 鳥獣被害防止総合対策事業(国事業)            事業費 11,934 千円            【事業内容】            防護柵設置 4 地区            設置距離 7,309m         </p>	<p>止している中で、設置していない地域にイノシシ等が出没する傾向がある。一つの地域で一部ずつ行うのではなく、広範囲で大きく困うことで、効率的かつ効果的な侵入防止が可能である。個別ではなく、地区全体としての設置を推進していく必要がある。</p>
<p>生息環境管理その他の取り組み</p>	<p>R4~R6 関係機関と連携した集落点検実施 実施場所：御荘平山集落</p>	<p>地域住民が主体となる鳥獣被害防止への取り組み体制の構築が重要となるため、今後も状況に応じて普及啓発を行う必要がある。</p>

(5) 今後の取組方針

鳥獣による被害は、農林業者だけが抱える問題ではなく、地域全体の課題でもあるため、住民が主体的に取り組み、被害防止に努めることが重要である。

鳥獣の捕獲頭数は増加傾向にあり、農作物被害は減少傾向にある。しか

し、環境要因等による個体数の増加及び出没場所の変化等によって被害が急増することも予想されるため、猟友会やわなの会と連携を図りながら、引き続き効果的な捕獲を推進していく。また、狩猟者の高齢化により、数年後には狩猟者や捕獲頭数の減少が懸念されるため、若い世代の狩猟者及び自衛手段として農業者へも狩猟免許取得や育成を推進していくことが重要である。また、特にニホンザルについては、その年によって農作物被害及び生活環境被害が顕著に増加する可能性があるため、ICT を活用した捕獲檻の設置や県によるモニタリング調査等の情報を活用し効果的な捕獲活動の実施を行う。防除については、地域住民向けに追い払い用エアガンの貸出し及び追い払い用具購入への支援を行うことにより、地区が主体となり自衛するための知識や体制の構築を図る。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

南宇和猟友会及び愛南わなの会が鳥獣被害を受けた地元住民から依頼を受け、有害鳥獣の捕獲を実施する体制が整備されている。また、愛南町においても被害状況等を把握し、計画的に箱わな等を設置している。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	狩猟者増加のため、ホームページや広報等に狩猟免許取得試験の情報を掲載し、周知することを進めて行く。
R9年度	ハクビシン ノウサギ タヌキ	協議会、南宇和猟友会、愛南わなの会等で連携し、狩猟免許取得のために事前講習会等を開催し、狩猟者の確保、育成を進めて行く。
R10年度	ヒヨドリ カラス類	

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

愛媛県第13次鳥獣保護管理事業計画、第5次愛媛県イノシシ適正管理計画、第4次愛媛県ニホンジカ適正管理計画、第2次愛媛県ニホンザル適正管理計画を踏まえ、近年の捕獲実績等を考慮した上で設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	1,100	1,150	1,200
ニホンジカ	1,600	1,650	1,700
ニホンザル	60	65	70

ハクビシン	150	150	150
ノウサギ	50	50	50
タヌキ	100	100	100
ヒヨドリ	100	100	100
カラス類	20	20	20

捕獲等の取組内容
捕獲手段については、銃器、箱わな、くくり罠で捕獲を実施し、各々の特性を活かした捕獲方法を実施していく。実施予定期間は4月から3月まで通年で実施し、実施予定場所は愛南町全域とする。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
町内全域にわたり被害が生じている中で、様々な状況下でより効果的に駆除を行うための手段として、状況に応じライフル銃による捕獲を実施する。ライフル銃を使用する際には、危害防止のための安全確認を徹底する等、取扱いには十分注意する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	防護柵 6 km	防護柵 6 km	防護柵 6 km
ニホンジカ	電気柵 1 km	電気柵 1 km	電気柵 1 km
ニホンザル			
その他獣類			
鳥類	防鳥ネット 1 km <sup>2</sup>	防鳥ネット 1 km <sup>2</sup>	防鳥ネット 1 km <sup>2</sup>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度

イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	見回り等による侵入防止柵の確認及び指導を行う
---------------------------------------	------------------------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	被害が多い地域を中心に現場確認をし、被害の要因を追究する。鳥獣被害対策研修会等を開催し、普及啓発に努める。 放任園等の餌場となる場所の撤去。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル その他獣類 鳥類	

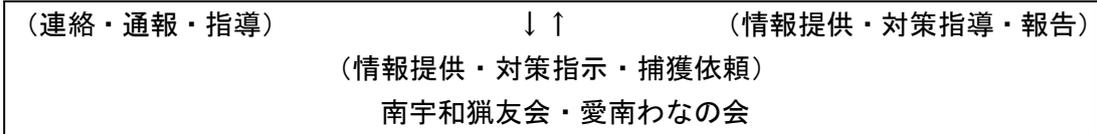
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
愛南町農林課	情報提供と連絡調整・対応協議
南予地方局森林林業課	情報提供と連絡調整・対応指導
愛南警察署	情報収集と町民の安全確保
南宇和猟友会	被害鳥獣の捕獲等安全確保
愛南わなの会	被害鳥獣の捕獲等安全確保

(2) 緊急時の連絡体制

町民	町民
↓↑ (情報提供・指示等)	↓↑ (情報提供・指示等)
愛南警察署	愛南町農林課
⇔	⇔
	県の関係機関



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシ、ニホンジカは、捕獲者が自家消費又は埋設し、一部を町内の処理加工施設に持ち込んでいる。今後、捕獲数等の状況に応じて処理方法等に関する方策を検討する。その他鳥獣は埋設処理を行っている。  
 ペットフード加工処理施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

ペットフード加工処理施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。

(2) 処理加工施設の取組

ペットフード加工処理施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

ペットフード加工処理施設、減容化施設及び一時保管施設関連の内容については、別途「南予地域鳥獣被害防止計画」にて記載。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	愛南町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
えひめ南農業協同組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
南宇和森林組合	鳥獣被害の実態把握、現地調査
南宇和猟友会	捕獲、捕獲補助、捕獲指導、農業従事者への狩猟免許制度の周知
愛南わなの会	捕獲、捕獲補助、捕獲指導、農業従事者への狩猟免許制度の周知
愛媛県南予地方局農業振興課	鳥獣被害の実態把握、被害防止等の技術指導、農業従事者への狩猟免許制度の周知
愛媛県南予地方局森林林業課	狩猟免許取得の推進、適正な捕獲指導
愛南町農林課	協議会における会計、事務及び調整

愛南町農業委員会	耕作放棄地の調査、把握
企業組合愛南ジビエ	捕獲個体のジビエ利用及び処理や利活用についての助言、技術等の提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
宇和島地区鳥獣害防止対策推進協議会	鳥獣被害情報の共有、被害防止施策の推進
各自治会	鳥獣被害の報告及び地域内の調整

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月に設置（町職員のみ、10名程度。）  
 猟友会やわなの会等との情報共有、連携を図り捕獲活動に努めていく。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の防止については、行政による対策実施だけではなく、地域住民も主体となった取り組みが不可欠である。このため、被害防止対策に関する情報や知識等を地域住民と共有できるよう、必要に応じて県や関係機関と連携し情報交換や研修会を実施する。